

S A J 規 約

第一章 < 総 則 >

第一条 (名称)

本会はS A J (ステップファミリー・アソシエーション・オブ・ジャパン) 通称エス・エイ・ジェイ と称する。

第二条 (所在地)

本会は、事務局を兵庫県伊丹市昆陽泉町6-8-9 に置く。

第三条 (目的)

本会は、ステップファミリー支援を目的とし、ステップファミリー当事者及び家族に関わる職業に従事する人々に、有益な情報とサポートを提供する。

第四条 (活動)

本会は、上記の目的を達成する為に米国S A Aのバックアップを受けながら以下の活動を行う。

- (1) ステップファミリー交流の場の提供 (ウェブ上、及び、対面交流)
- (2) ステップファミリーに関する調査研究に基づく資料の開発・普及
- (3) 講演会・セミナー等の開催
- (4) 広報活動・ホームページ運営・出版活動
- (5) ステップファミリー関連書籍及びファミリーメダリオンの販売
- (6) その他ステップファミリーのサポートの為に必要な業務

第二章 < 会 員 >

第五条 (種別)

本会員は次の通りとする。

- (1) 正会員・・・本会の目的に賛同して入会した当事者、及び将来当事者になる可能性のある者
- (2) サポート会員・・・本会の主旨に賛同する専門家
- (3) 賛助会員・・・会の主旨に賛同する(旧)以外の個人

第六条 (会費)

正会員、サポート会員、および賛助会員は、年会費を納入する。

第七条 (入会)

会費の納入を以って入会とする。

但し、3月、6月、9月、12月の各1日を入会日とし、途中入会の場合は直前の入会日を以って入会したとみなす。

第八条 (会員の権利)

- (1) 正会員はニュースレター及びその他資料の配布を受けることができ、ステップファミリーネットワーク「LEAVES」に参加することができる。また、年に一回開催される総会の議決権を有する。
- (2) サポート会員はニュースレター及び専門家に向けた資料の配布を受けることができる。また、年に一回開催される総会の議決権を有する。
- (3) 賛助会員はニュースレターの配布を受けることができる。

第九条 (会員の義務)

- (1) 正会員、サポート会員、および賛助会員は年会費を、本会が指定する期日までに納入しなければならない。
- (2) 会員は本会の規約規定、その他の規則を遵守しなければならない。
- (3) 会員は本会の目的を阻害し、また逸脱するような行為等をしてはならない。

第十条 (退会)

以下の条件の一つでも満たした場合、本会を退会したものとする。

- (1) 会員が事務局に退会の意思表示をした場合
- (2) 会員が死亡した場合
- (3) 本会が解散した場合
- (4) 年会費を3ヶ月以上未納の場合。
- (5) 本会の規約等に著しく反した場合。

第三章 < 組 織 >

第十一条 (運営委員及び事務局)

本会には運営委員と事務局を置く。

- (1) 運営委員は15名以内とする。
- (2) 運営委員のうちより代表1名を置く。
- (3) 運営委員は運営委員会を構成し、会務の執行を決定する。
- (4) 本会の日常業務及び会計は代表及び事務局が行う。
- (5) 事務局員は運営委員を兼ねることができる
- (6) 運営委員は年一回の総会での承認をもって任命される。
- (7) 運営委員会の過半数は正会員で占めるものとする。

第十二条 (総会)

- (1) 総会については、原則として年に一回総会を行う。(ウェブ上での開催も含む)
- (2) 総会は、正会員、サポート会員4分の1以上の参加をもって成立する。
- (3) 総会では、以下のことについての承認を行う。
運営委員の承認
運営委員会の決定事項の承認
その他運営委員会が定めた議案

第十三条 (事業部門)

本会の活動形態に基づき、以下の事業部門を設置する

- (1) 当事者サポート組織運営部門
- (2) 調査研究事業部門
- (3) 国際交流事業部門
- (4) イベント事業部門
- (5) 広報・出版部門
- (6) 収益事業部門

第四章 < 資 産 及 び 会 計 >

第十二条 (資産の構成)

本会の資産は次の各号をもって構成する

- (1) 年会費
- (2) 購読会費
- (3) 寄付金品等
- (4) 各種助成金
- (5) 資産から生ずる収入
- (6) 事業収入
- (7) その他の収入

第十三条 (資産の運用管理)

本会の資産の運用は運営委員会が定め、その管理は事務局が行う。

第十四条 (会計年度)

会計年度は毎年9月1日から翌年8月31日とする。毎年度の予算及び決算は運営委員会の承認に基づき、ウェブ上に公開する。

第十五条 (会計)

本会の会計は事務局内に置き、会の運営にかかわる全ての経理事務の処理を行う。

付 則

1. この規約は2002年9月1日から施行する。